

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの有効的な機能や経営の透明性を確保するため、組織体制および経営システムを有効的に維持運営することを重要施策としております。

そして、事業を通じて社会に貢献することを経営理念としており、顧客の大切な財産である建物施設の機能の維持および向上と、また労働集約型事業として多くの従業員を抱えることにより、経済社会における雇用の創出に努めております。

そしてこれら企業としての社会的役割を拡充しつつ、同時にCSR体制の推進に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-1 株主の権利の確保】

・補充原則1-1-1

当社は、株主総会の決議事項の賛否のみならず、反対票の数についても取締役及び監査役がこれを確認し、反対票が一定数以上の場合は、その原因分析を行う体制を確保することについて検討を行っております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や各取締役への提案は随時受け付けるとともに、定期的な経営会議を通じ提案機会を設けています。また、取締役会で承認された提案内容の実行は、各事業分野の執行責任者等が中心となり、その実行責任を担っています。なお、経営陣の報酬について、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

・補充原則4-2-1

当社は、現在、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期の健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、取締役として1名の独立社外取締役を選任しておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて増員を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、保有株式企業の中長期的な経済合理性や将来見通し、また取引の状況等を踏まえ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、政策的な上場株式を保有することとしております。毎年、取締役会にて主な政策保有株式について、中長期的なリスクとリターンなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、保有の意義と合理性を確認いたします。また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から保有先企業の経営状態を勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会の承認事項と定めております。また当社取締役と当社グループ会社との営業取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書や株主総会招集通知に記載しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営方針、経営指標については取締役会にて決議し、決算短信及び中期経営計画にて開示しております。また、説明資料は当社ホームページにて公開しております。

2. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を当社ホームページにて開示しております。

3. 取締役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

4. 取締役会は、当社経営管理の意思決定機関として、法定事項を協議・決定するとともに、経営の基本方針及び業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の執行について報告を受け監督することを職務としており、これを満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく、取締役候補者の指名を行っております。

5. 取締役会は、当社における現場の実態に精通しているか、またはそれに代替する程度の深い業界知識・経験を有しているかを個々の取締役候補者について判断のうえ指名しております。今後、取締役候補者を指名した際は、その指名の理由を株主総会招集通知にて開示するものとします。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

・補充原則4-1-1

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を、定款に定め開示しております。

なお当社は、役員の担当制を導入しており、その内容については名古屋証券取引所の適時開示情報閲覧サービスや当社ホームページにて開示しております。また職務権限規程を定め、取締役が執行できる範囲を明確にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の選任において、特に企業経営に係る幅広い知識と豊富な経験及び知見等を有していることを重視しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を独立社外取締役に選任しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

・補充原則4-11-1

当社の取締役会は、その求められる職務を果たせるに足る知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく取締役候補者の選定を行っております。多様性については、取締役1名を独立社外取締役とし、独立かつ客観的な立場からの意見を得る体制が確保されております。

・補充原則4-11-2

当社の社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、大半の取締役会及び経営会議に参加することで、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、有価証券報告書や株主総会招集通知等にて開示しております。

・補充原則4-11-3

当社は、取締役の相互評価による評価結果の確認等を通じ、取締役会の実効性の分析や機能向上に努めています。また、その結果に基づき、改善に努めてまいります。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]

・補充原則4-14-2

当社は、取締役・監査役は、その役割や責務を果たすために必要な知識・情報を取得するための機会を提供しております。また、必要に応じて外部の研修等に参加できるようにしております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との対話（面談）の対応は、経営企画本部にて行っています。株主や投資家に対しては、決算説明会やIR活動を通じて、決算等に係る説明を行い、様々なご意見やご質問を頂いております。IR担当部門では投資家の皆様からの電話取材等のIR取材やホームページからの問い合わせを受け付け、また決算説明会において社長または財務担当役員が説明を行っております。なお、株主の希望や面談を行う株主の関心事項に応じて、経営企画本部もしくは社長が面談に対応しています。

投資家の皆さまとの対話の際は、当社の持続的成長や中長期における企業価値向上に関わる事項を対話の中心的なテーマとし、またIR担当者が対話の場に同席することで当社から発信する情報の一元管理を行い、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤憲司	720,000	14.29
株式会社アイ・ケイ・ケイ	648,583	12.88
朝日土地建物有限会社	625,248	12.41
第一生命保険株式会社	236,000	4.68
株式会社リンレイ	231,660	4.60
株式会社三菱UFJ銀行	188,160	3.73
大成従業員持株会	175,608	3.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	111,400	2.21
勝野瑩子	100,000	1.98
株式会社御幸ビルディング	100,000	1.98

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 自己株式が334,116株ありますが、議決権がないため上記の表から除外しております。
- 持ち株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 文保	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 文保	○	森文保氏が取締役社長を務めていた株式会社御幸ビルディングは、当社の株式を所有しておりますが、その持株比率は1.98%であります。当社と同社には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社の連結売上高の1.5%未満であり、社外取締役として独立性に影響を与えるものではありません。	森文保氏は、他の事業会社における経営者としての豊富な経験や識見及び当社社外監査役の経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任いたしました。同氏は属性情報hに該当しますが、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は年間スケジュールにそって定期的な監査を実施しており、監査法人からは半期ごとにマネージメント・レターを受け、その内容を取り入れ反映させながら監査業務を実施しております。また社外監査役2名は、それら全般にわたり社外監査役としての立場から監査を行っております。

常勤監査役と監査室の担当室員は、連携してそれぞれの年間スケジュールを作成し、それぞれのスケジュールに沿って定期的な監査を実施しております。監査の結果については、監査役と監査室の担当室員が情報交換を行い、監査役の機能強化を図っております。監査結果の重要事項については取締役会に報告することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐久間 紀	公認会計士													
伊藤 信行	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間 紀	○	---	公認会計士および税理士の有資格者として専門的観点から監査体制の強化を図るため、独立性を有する当社の社外監査役として適任であります。
伊藤 信行	○	伊藤信行氏が取締役を務めていた東栄株式会社は、当社の株式を所有しておりますが、その持ち株比率は1.67%であります。当社と同社には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社の連結売上高の0.1%未満と僅少であります。また、伊藤信行氏が取締役を務めていた三信東栄株式会社とは保険代理店と一般消費者としての通常の取引が有りますが、共に社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	伊藤信行氏は他の事業会社で経営に係わった豊富な経験や識見を活かし、当社の経営全般に対する監督と有効な助言を頂けるものと考え、社外監査役に選任いたしました。同氏は属性情報に該当しますが、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当業界は、年間契約に基づく委託業務が主であるため、業容は比較的安定した業種であります。よって単年度ごとに業績が大きく変動する可能性も低いと考えられるため、業績連動型の報酬制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役総数 9名 報酬総額 179,645千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、業績等に鑑み、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外監査役に対しては、常勤監査役が定期的に監査業務報告会を開催しており、監査役会として情報の共有および検討に努めております。また取締役会開催に先立ちましては、常勤監査役を通じて関係資料をメールあるいはファックスにて送信し、事前打ち合わせを開催するなどの情報伝達体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会は毎月開催することとし、経営上の重要事項についての協議および意思決定を行っております。
- ・業績の分析および業務の執行を的確かつ迅速に行うために、毎月、経営幹部で構成される経営会議を開催し、経営環境の変化に対応するよう努めております。
- ・効率的な業務執行を確保するための組織体制といたしまして、業務の専門性の深化・高度化を図りつつ、顧客へのより高品質かつ迅速なサービスの提供を目的としたカンパニー制とし、横断的に職務執行ができるような組織体制を構築しております。
- ・会社規則で定めた組織「法務室」および「リスク・コンプライアンス委員会」により、必要に応じて研修の実施およびマニュアルの作成・配布などを行うこととし、コンプライアンス、環境、災害、品質などにかかるリスクに対応すべく体制を確保しております。
- ・新たに生じたリスクへの対応のため、「リスク管理規程」に基づいてリスク・コンプライアンス委員長である代表取締役社長が、速やかに対応責任者を定めて対策本部を設置することとしております。
- ・また、日常的に発生する個別的な事故クレームなどにつきましては、社内ネットワークを通じて情報を共有化することにより、再発防止の体制を確保しております。
- ・取締役の報酬につきましては、定款に定められている範囲内で、取締役会にて年度ごとに決定しております。
- ・当社は、監査役会ならびに「監査室」を設置しており、常勤監査役と「監査室」の担当室員が連携し、それぞれの監査スケジュールにそって定期的な監査を実施しております。監査の結果については、監査役と監査室の担当室員が情報交換を行い、監査役の機能強化を図っております。監査結果の重要事項については取締役会に報告することとしております。

・監査役会は監査役3名のうち2名が社外監査役で構成されております。そして、コーポレート・ガバナンスの有効的な機能といった面におきまして、取締役会の公正かつ透明度のある運営を保つために、公認会計士の資格者などを社外監査役に迎え、客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

また、経営会議をはじめ、その他重要な会議には監査役の同席を求め、付議・報告される案件について監査の機会を設けております。

・そして、会計監査法人からは半期ごとにマネージメント・レターを受け、その内容を取り入れ、反映させながら監査業務を実施するよう努めております。

また社外監査役2名は、それら全般にわたり、社外監査役としての立場から監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの有効的な機能といった面におきましては、取締役の公正かつ透明度のある運営を保つために、他の業務会社で経営に係わり豊富な識見を持った方や公認会計士の資格者などを社外取締役や社外監査役として迎え、客観的・中立的監視のもと、経営の監視をする体制が整っているものと判断しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1日前に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに出展、個別に会社説明会を開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	随時訪問等による説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの適時開示資料他を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「ISO14001」、「ISO9001」に審査登録しており、事業を通じて環境保全活動、品質維持保全およびCSR活動を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の有効的な機能や経営の透明性を確保することを目的として、組織体制および経営システムを有効的に維持運営するためにITを活用してコーポレート・ガバナンス体制を構築する。

- 1 取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性確保(会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - (1) 毎月開催される経営会議にて、内部統制、予算・業績管理、人事管理等の制度および会社規則等を経営環境の変化に対応すべく適時整備し、また取締役および使用人としての職務の執行が法令および定款に適合すべく、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を合わせて整備する。
 - (2) 会社規則で定めた組織「法務室」および「リスク・コンプライアンス委員会」によるコンプライアンスの推進活動として、研修の実施およびマニュアルの作成・配布などを適時行う。具体的には、当社コンプライアンス活動の基本方針として策定した「大成グループ憲章」に則し、グループ全社員が自ら「法律、国際ルールおよびその精神を遵守し、社会的良識をもった行動」をとるべく意識づけをするために定期的な研修を行い、コンプライアンスの意義ならびに重要性を周知徹底するための展開を図る。
 - (3) 監査役会および「監査室」は、監査スケジュールにそって定期的な監査を実施することにより、取締役および使用人の職務執行がその「業務分掌規程」や「職務権限規程」、ひいては法令および定款に適合し、かつ効率的に行われているかを検証する。
 - (4) 社内通報制度を設けてその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題についての報告体制を確保する。
- 2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - (1) 取締役会、経営会議、稟議決裁書その他職務執行にかかる情報は、「文書管理規程」に従い適切に保存・管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質などにかかるリスクについては、会社規則で定めた組織「法務室」および「リスク・コンプライアンス委員会」により、必要に応じて研修の実施およびマニュアルの作成・配布などを行う。
 - (2) 新たに生じたリスクへの対応のため、「リスク管理規程」に基づいてリスク・コンプライアンス委員長である代表取締役社長が、速やかに対応責任者を定めて対策本部を設置する。
 - (3) 日常的に発生する個別的な事故クレーム等については、社内ネットワークを通じて情報を共有し、再発防止の体制を確保する。
- 4 取締役の職務執行の効率性の確保(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - (1) 取締役会は毎月開催することとし、経営上の重要事項についての協議および意思決定を行う。
 - (2) 経営幹部で構成する経営会議は毎月開催することとし、内部統制、予算・業績管理、人事管理等の制度および会社規則等を、経営環境の変化に対応すべく適時整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (3) 組織体制として、効率的な業務執行を確保するため、業務の専門性の深化・高度化を図りつつ、顧客へのより高品質かつ迅速なサービスの提供を目的として、カンパニー制をとり横断的に職務執行ができるような組織体制を構築しております。
 - (4) 監査役会における常勤監査役と「監査室」の担当室員が連携し、それぞれの監査スケジュールにそって定期的な監査を実施することにより、取締役および経営幹部の職務執行の効率性を検証する。
- 5 企業集団の業務の適正確保(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1) 経営管理については、当社の「関係会社管理規程」に従って行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
 - (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査役に報告を行う。報告を受けた監査役は意見を述べ、改善策の策定を求めることができる。
- 6 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第3号および第4号)
 - (1) 法定事項および会社に重要な影響を及ぼす事項など、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項は、発生の都度速やかに報告する。
 - (2) 経営会議をはじめ、その他重要な会議には監査役の同席を求め、付議・報告される案件について監査の機会を設ける。
 - (3) 「監査室」による内部監査の実施状況については、監査役に報告する。
 - (4) 社内通報制度を設けてその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「企業は社会の公器であること」の認識および「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨みます。

- (1) 当社グループは、重要な行動指針である「大成グループ憲章」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢を明文化するとともに、教育・研修により、全ての役員、執行役員および従業員への周知徹底に努めております。
- (2) 反社会的勢力への対応は法務室を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整えております。
- (3) 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部専門機関からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めております。
- (4) 当社グループは、統括部署である法務室にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本方針

当社は、経営における透明性と公平性を確保するため、重要な事項や業務執行状況等に関して、迅速かつ適切な経営判断および意思決定を行い、投資者に対しては適時適切な情報開示を行うために、社内体制の充実に努めることを基本方針としております。

2. 会社情報の適時開示の基準

当社は、重要事実の決定や報告内容が適時開示項目に該当する場合のほか、該当しない場合であっても、その内容が投資者の投資判断に少なからず影響を与えられよう場合には、適時開示することとしております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制および適時開示の方法

当社は、情報取扱責任者をコーポレート本部長とし、適時開示担当部門を経営企画本部企画部としております。

重要事実の発生あるいは発生が見込まれる場合には、適時開示規則に基づく開示事項に該当するか否か、あるいは開示事項でなくても投資者の投資判断に重要な影響を与えられよう内容であるか等について、情報取扱責任者と適時開示担当部門において検討し、取締役と執行役員で構成される経営会議での審議を経て取締役会において決議いたします。その後、適時開示担当部門が財務局や金融商品取引所へ開示および公表し、また同時に当社のホームページに掲載いたします。

